

西内(隆)委員長 | ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、6月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 6月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案及び議会への報告事項

ア 知事提出予定議案

西内(隆)委員長 | 初めに、6月定例会の日程及び運営についてである。
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(徳重総務部長、説明)

西内(隆)委員長 | 何か質問はないか。

(なし)

イ 議会への報告事項

西内(隆)委員長 | 次に、議会への報告事項についてである。
 まず、損害賠償の額の決定に関する専決処分について、例年のとおり、この6月定例会の議運で前年度の状況の報告がある。
 総務部長、どうぞ。

徳重総務部長 | お手元の「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分(損害賠償の額の決定)について」と書かれた資料を御覧願う。毎年度、損害賠償額の決定について専決処分報告をしているが、そのうち前年度1年間の交通事故の状況等を取りまとめ、毎年6月議会定例会前の議会運営委員会において報告をしている。

表の左側の区分のうち、「ア 県が所有し、又は管理する自動車等による事故」が交通事故に関するものになる。その行の右端を御覧願う。昨年度報告した交通事故に係る専決処分の件数は26件となっており、令和3年度の42件から減少している。さらに、県側の過失割合により、a、b、cの3段階に区分している。令和4年度に報告した26件のうち、aの過失割合100%が22件となっており、全体の多くを占めているところである。過失割合100%の事故は、不注意によるものが多く職員が緊張感を持って運転することにより未然に防ぐことができるものが大半と考えている。

こうした状況を踏まえて、職員への注意喚起を強化して事故防止に努めている。知事部局においては、啓発ポスターを作成し、交通事故への注意喚起を行うほか、毎週月曜日に事故防止に向けた庁内放送を行うとともに、公務中に発生した交通事故の各月末までの累計件数をイントラネットに掲示するなど注意喚起を行っているところである。加えて、事故防止対策として令和元年度からは、新たに公用車を購入した場合や、平成26年度以降に購入した車両の車検の際にリアコーナースエンサーをつけるなど対策を進めている。また令和2年度からは、職員を対象としてドライブレコーダー映像による動画などを使用した交通事故防止のオンライン講習を開催し、事故の発生要因の周知及び事故防止の啓発を行っているところである。警察本部においては、朝礼やその他の機会を捉えて、事故防止の徹底の呼びかけを実施している。

R5. 6. 16 議会運営委員会

	<p>また、事故が発生した場合には全所属に対し事故概要等の情報共有を図るとともに、事故防止に関する具体的な事例や留意事項をまとめた共有資料による注意喚起を行っている。令和3年度からは、画像、動画を活用した新たな取組を行っているところである。令和5年度からは、人材育成課に設置された安全運転指導室が職員の運転適性、業務の内容、交通事故履歴等に応じた教養訓練、安全運転指導を専門的に実施する対策を行っているところである。</p> <p>今後も、機会を捉えて職員への注意喚起を図るとともに、引き続き講習会を開催することなどにより、知事部局、教育委員会、警察本部において、安全運転に対する意識の向上を図り、交通事故防止を徹底してまいる。</p> <p>どうぞよろしく願います。</p>
西内(隆)委員長	何か質問はないか。
西森(雅)委員	令和4年度の53件のうち知事部局、教育委員会、警察の数を教えていただければと思う。
徳重総務部長	53件のうち、まず「ア 県が所有し、又は管理する自動車等による事故」の26件のうち、知事部局が9件、教育委員会が1件、警察が16件となっている。その下の「イ 県が設置し、又は管理する道路等の管理瑕疵による事故」の16件と、「ウ その他」のところについては、部局ごとの数字を把握していない。
西森(雅)委員	分かった。
西内(隆)委員長	ほかに質問はないか。 (なし)
西内(隆)委員長	<p>それでは、執行部には引き続き原因等を分析し、再発防止に努めるよう要請をしておく。</p> <p>次に、高知県債権管理条例に基づく債権放棄に関する議会への報告について、総務部長どうぞ。</p>
徳重総務部長	<p>お手元の「非強制徴収債権の放棄について（報告）」を御覧願う。</p> <p>高知県債権管理条例に基づく債権放棄については、放棄後に議会に報告することになっており、原則として、年度末に一括して債権放棄を行っている。そのため、6月定例会において報告することとしている。</p> <p>お手元の資料を開会日に議場配付した上で、それぞれの常任委員会でも所管課が御説明させていただくこととしている。</p> <p>また、要配慮個人情報に該当するため、報告様式に債務者の住所・氏名を記載しない債権がある場合には、開会前の議会運営委員会においてそのことを報告している。今回は、資料案にあるとおり8種類の債権放棄があるが、このうち1番の療育福祉センター使用料等及び当該使用料等に付帯する遅延損害金に係る債権、5番の高知県地域改善対策奨学資金貸付金の戻入金に係る債権、6番の高知県地域改善対策奨学資金給付金の戻入金に係る債権及び7番の診療に係る債権の4種類の債権については、心身の機能の障害や社会的身分、診療等の情報に関係し、債権名称と債</p>

務者の住所・氏名を併せて記載することにより、要配慮個人情報に記載する結果となることから、報告書の別紙には住所・氏名を記載しない取扱いとしているので、このことを報告させていただく。

以上である。

西内(隆)委員長 何か質問はないか。

(なし)

(2) 会期及び会議日程

西内(隆)委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。

6月定例会の日程については、5月11日の議運で予定案としての協議をしている。会期については、案のとおり、6月22日木曜日開会、7月6日木曜日閉会ということで、会期は15日間とし、会議日程については、資料1の日程表を御覧いただきたい。以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

西内(隆)委員長 それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

ア 質問者(会派)の発言順序

西内(隆)委員長 次に、質疑並びに一般質問についてである。

まず、質問者の発言順序であるが、申合せによると、自由民主党4名、日本共産党1名、県民の会1名、一燈立志の会1名、公明党1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにすると

の慣例によると、

質問第1日目 6月27日火曜日 自由民主党、日本共産党、県民の会
 第2日目 6月28日水曜日 一燈立志の会、公明党、自由民主党
 第3日目 6月29日木曜日 自由民主党、自由民主党

の順になるかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

西内(隆)委員長 それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

西内(隆)委員長 次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

西内(隆)委員長 それでは、さよう決する。

長	
西内(隆)委員長	<p>ウ 発言者の届出</p> <p>次に、2ページの資料2、発言者の届出についてである。</p> <p>県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。</p>
長	
西内(隆)委員長	<p>エ 発言通告書の提出期限</p> <p>次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。</p> <p>申合せでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、6月26日月曜日の正午ということで、御異議ないか。</p> <p>(異議なし)</p>
長	
西内(隆)委員長	<p>それでは、さよう決する。</p> <p>なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。</p>
長	
	(4) 請願書の受理期限
西内(隆)委員長	<p>次に、請願書の受理期限についてである。</p> <p>申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、6月27日火曜日の本会議終了後1時間以内ということで、御異議ないか。</p> <p>(異議なし)</p>
長	
西内(隆)委員長	<p>それでは、さよう決する。</p>
長	
	(5) 閉会中の常任委員会委員長報告
西内(隆)委員長	<p>次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。</p> <p>今回は、委員長報告を行いたいとの申出がなかったので、報告する。</p>
長	
	2. 議員派遣について
	(1) 全国都道府県議会議長会新任議員研修会
西内(隆)委員長	<p>次に、議員派遣についてである。</p> <p>まず、4ページの資料4、全国都道府県議会議長会新任議員研修会についてである。</p> <p>このことについて、事務局から説明をさせる。</p>
長	
福島総務課長	<p>議員派遣について、資料の4ページ、資料ナンバー4を御覧願う。</p> <p>全国都道府県議会議長会から、新任議員研修会の開催について案内があった。当研修は、8月8日の13時から17時30分までの日程で、東京の砂防会館別館で開催される。開催概要を御説明するので、1ページ飛ばして6ページをお開き願う。</p> <p>上から4項目目に記載のとおり、参加対象者は、このたびの統一地方選挙で当選した道府県の新任議員としており、その下、開催趣旨として、地方議会の基礎的な制度と運営、地方行財政を取り巻く諸課題など、議員の職務遂行に必要な共通知識</p>

を深めることを目的とするものである。

資料4ページに戻っていただき、本県の参加対象者は、今回の選挙で初めて議員になられた方々のほか前回の統一地方選挙後に補欠選挙で初当選された方々を含む合計10名の方々となる。予算については、該当する議員分の予算を措置している。本日の会議において、議員派遣の対象とするか、派遣する人数を何人とするのかについて御決定をお願いします。なお、派遣について御決定をいただけたら、対象議員には事務局から個別に参加の希望を確認させていただく。

西内(隆)委員長

それでは、この件を派遣の対象とするかどうかについて、御協議願う。

西内(健)委員

予算も確保しているし、対象としてよいのではないか。

西内(隆)委員長

それでは、この件については派遣の対象とすることで、御異議ないか。

(異議なし)

西内(隆)委員長

それでは、さよう決する。

ア 派遣人数

西内(隆)委員長

次に、派遣する人数についてであるが、先ほどの説明では、初めて当選された議員全員を対象としており、また前期の補欠選挙で初当選された議員も参加可能であるとのことであるので、これに該当する議員10名を限度とすることで、いかがか。

(異議なし)

西内(隆)委員長

それでは、さよう決する。

イ 派遣の申込み・決定

西内(隆)委員長

次に、派遣者の申込み、決定についてである。

対象となる議員で派遣を希望される方は、6月26日月曜日正午までに、事務局まで届出を願う。

なお、この議員派遣の議案については、閉会日の7月6日に議決を予定しているので、案については、今後の議運でお示しさせていただく。

(2) 全国都道府県議会議長会創立100周年記念式典

西内(隆)委員長

次に、7ページの資料5、全国都道府県議会議長会創立100周年記念式典についてである。

このことについて、事務局から説明をさせる。

福島総務課長

同じく議員派遣について、資料の7ページ、資料ナンバー5を御覧願う。

全国都道府県議会議長会から、全国都道府県議会議長会創立100周年記念式典の開催について案内があった。式典は、7月18日の12時30分から14時30分までの日程で、東京の飯野ビルディングで開催される。次の8ページをお開き願う。開催趣旨としては、大正12年に創立された全国都道府県議会議長会が本年3月16日に100周年を迎えたことから、各都道府県議会の一層の連携や活力ある地方議会の実現

を図るため、記念式典を行うものである。会場の都合上、議長、副議長のほか、1都道府県当たり3名以内の議員の皆様にご出席願いたいとの案内があつている。予算については、該当する議員分の予算を確保している。本日の会議において、議員派遣の対象とするか、派遣する人数を何人とするのかについて御決定をお願いする。

西内(隆)委員長
西森(雅)委員

それでは、この件を派遣の対象とするかどうかについて、御協議願う。
対象とするでよいと思う。

西内(隆)委員長

それでは、この件についても派遣の対象とすることで、御異議ないか。
(異議なし)

西内(隆)委員長

それでは、さよう決する。

ア 派遣人数

西内(隆)委員長

次に、派遣する人数についてであるが、先ほどの説明では、全国都道府県議会議長会が、出席者を1都道府県当たり3名までとしているとのことであるので、3名を限度に派遣することとし、希望者が3名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということで、いかがか。

(異議なし)

西内(隆)委員長

それでは、さよう決する。

イ 派遣の申込み・決定

西内(隆)委員長

次に、派遣者の申込み、決定についてである。
派遣を希望される方は、6月26日月曜日正午までに、事務局まで届出を願う。
なお、この議員派遣の議案についても、閉会日の7月6日に議決を予定しているので、案については、今後の議運でお示しさせていただく。

3. 前期議会運営委員会からの引継事項について

(1) 議会のデジタル化について

西内(隆)委員長

次に、前期議会運営委員会からの引継事項についてである。
まず、議会のデジタル化についてである。
このことについては、協議の場の在り方も含めて今期の議運で引き続き協議するとの引継ぎがされている。
そこで、まずは協議の場の在り方について御意見をお伺いしたいと思う。
御意見があれば、御発言願う。

西内(健)委員

前回と同様に、小委員会形式で開催するのがよいのではないか。

西内(隆)委員長

それでは、議会のデジタル化については、前期同様、議運に小委員会を設置して協議するというので、御異議ないか。

	(異議なし)
西内(隆)委員長	<p>それでは、さよう決する。</p> <p>なお、前期に設置した小委員会の例に倣い、小委員会の名称は議会デジタル化検討小委員会、調査事項は議会のデジタル化についての調査検討、設置期限は調査検討が終了するまでとしてはと思うが、いかがか。</p>
	(異議なし)
西内(隆)委員長	<p>それでは、さよう決する。</p>
	○ 定数及び会派構成
西内(隆)委員長	<p>次に、小委員会の定数及び会派構成についてであるが、前期同様、小委員会の定数は7人とし、会派構成は自由民主党3人、日本共産党1人、県民の会1人、一燈立志の会1人、公明党1人とするので、いかがか。</p>
	(異議なし)
西内(隆)委員長	<p>それでは、さよう決する。</p> <p>なお、自由民主党と日本共産党は議運の委員の中から小委員会の委員を選出していただく必要がある。</p> <p>自由民主党は、本日小委員会の委員の名前をお示しいただくことはできるか。</p>
西内(健)委員	<p>私西内健と、金岡委員、そして榎尾委員の3名である。</p>
西内(隆)委員長	<p>日本共産党はいかがか。</p>
岡田(芳)委員	<p>私岡田で。</p>
西内(隆)委員長	<p>ただいま、自由民主党及び日本共産党から、小委員会の委員の人選について御発言があった。</p> <p>については、自由民主党から榎尾委員、金岡委員及び西内健委員を、日本共産党から岡田委員をそれぞれ小委員会の委員とすることで、御了承願う。</p>
	(了 承)
西内(隆)委員長	<p>なお、その他の会派については、議運の委員がそのまま小委員会の委員となるので、申し添える。</p> <p>次に、1人会派についてである。</p> <p>1人会派の議員が小委員会に出席する場合は議運と同様に委員外議員として取り扱うこととし、具体的な取扱いについても議運と同様とすることで、御異議ないか。</p>
	(異議なし)
西内(隆)委員	<p>それでは、さよう決する。</p>

長

○ 組織小委員会の開催時期

西内(隆)委員
長

次に、組織の小委員会の開催時期についてである。
組織の小委員会は、本日の議運が終わり次第、第4委員会室で開催するというこ
とで、いかがか。

(異議なし)

西内(隆)委員
長

それでは、さよう決する。
小委員会の設置については、以上である。

(2) 2月及び9月定例会における議会運営委員会の開催方法について

西内(隆)委員
長

次に、10ページの資料6、2月及び9月定例会における議会運営委員会の開催方
法についてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長

それでは、10ページの資料6を御覧願う。
議運の開催方法についてである。具体的には、定例会中に開催している、いわゆる
付託の議運と意見書の議運の2回開催を併せて1回の開催とすることへの見直し
についてである。事務局において影響などを確認した上で御協議いただくこととな
っていたので、確認した結果について御説明させていただく。

まずスケジュール的な面から確認を行った。初めに、現在の議運の開催状況を御
説明すると、10ページの左側の表を御覧願う。6月と12月の定例会における議運の
開催状況である。議会日程と議運日程を併せて御覧願う。まず、定例会の招集告示
がされると、その当日もしくは翌日に1回目の議運を開催する。ここで、定例会の
日程や質問の順番や時間など会議全般の事項について協議をする。次に定例会が開
会し、一括質問最終日の朝2回目の議運を開催し、議案の付託先について協議をす
る。次にその翌日、休日であれば翌平日であるが、委員会初日の朝3回目の議運を
開催し、意見書の送付先について協議する。そして、閉会日の朝4回目の議運を開
催し、閉会日の議事手続等について協議をする。次に右の表、9月と2月定例会に
おける議運の開催状況である。現行の欄を御覧願う。招集告示後に1回目の議運を
開催するのは同様で、次に一括質問初日の朝に2回目の議運を開催し、一問一答の
順番を協議する。そして、質問の最終日の朝に3回目の議運で議案の付託先の協議、
そして、委員会初日の朝に4回目の議運で意見書の送付先の協議、閉会日の朝、5
回目の議運開催とこのあたりは6月12月と同様である。

以上が現在の開催日程であり、このうち付託の議運と意見書の議運を併せられな
いかとのことで、ここで大きく関わってくるのが、意見書の提出締切りの日である。
表の下に記載しているが、意見書の提出締切りは、一括質問最終日の本会議終了後
1時間以内となっている。これを上の表で見ると、左の表6月と12月については2
回目の議運、つまり付託の議運が終了してから意見書の締切りが来るので、付託先
と意見書の送付先を併せて協議することはできないということになる。一方、右の
表の現行を御覧願う。9月と2月定例会においては、3回目の議運で付託の協議を
行うが、その時点では既に一括質問最終日である意見書の締切りを経過している。
このため、スケジュール的には9月と2月の定例会においては、付託の送付先と意
見書の送付先の協議は併せて行える状況となっている。

次に、議運の回数が減ることにより事務処理や手続が間に合うのかといった面から確認を行った。特に2月定例会では翌年度の委員会の委員構成など、改選期を除き、多くのことを御協議いただいております、こうしたことへの対応が時間的に間に合うかといったことである。事務局において、付託や意見書の議運で協議に費やした時間等の実績を確認したが、調べる限り長時間かかったケースは見当たらなかった。このため、事務処理や手続といった面でも影響はないと判断される。

以上のことから、右の表の変更案にお示ししているとおり、9月と2月の定例会においては、3回目の議運、つまり質問最終日の朝の付託の議運において、意見書の送付先を併せて協議することとして、常任委員会初日の朝の議運開催を取りやめることは、事務局としては支障ないと考える。

以上である。

西内(隆)委員長

ただいまの事務局説明を踏まえて御協議願う。
御意見をどうぞ。

(なし)

西内(隆)委員長

それでは、2月及び9月定例会においては、原則として常任委員会の初日には議運を開催せず、質問最終日の議運で議案の付託についてと意見書案の送付先についてを協議するというところで、御異議ないか。

(異議なし)

西内(隆)委員長

それでは、さよう決する。
なお、6月及び12月定例会の議運の開催は従来どおりであるので、念のため申し添える。

4. 会派からの申入れ事項について

西内(隆)委員長

次に、11ページの資料7、会派からの申入れ事項についてである。
このことについては、今後の議運で協議することとしていた。
まず、申入れ会派から提案の趣旨等について説明願う。

岡田(芳)委員

日本共産党と県民の会から、各会派の皆さんへ申入れをさせていただいている中身である。1つ目は、議会の公開の問題で、委員会審議の中継をするということである。以前にもこういう提案をさせていただいたが、議会基本条例の中身を豊かにするものだと考えている。特に第5章の理念には、会議は公開するとともに、積極的な情報の公開及び提供に努めるものとするということがうたわれていて、そういう中身を豊かにするためにも、本会議だけではなく委員会もネット中継も含めて公開すべきではないかということ提案させていただく。この間投票率の低下がずっと指摘をされてきた。今回の県議会議員選挙は、41.29パーセントと過去最低となっている。前回は46.58パーセントで5.29ポイント下回って、一貫して低下を続けているという中で、議会としてはどうするかということも問われているのではないかと思います。他県でもできるだけ議会の中身をオープンにして、県民の皆さんに議会を身近に感じてもらう、議論の中身を把握してもらうということでも、委員会もネットで中継を行うということのできるだけ公開して、県民の皆様にも身近な議会にして

いくということが求められているのではないかと思います、今回改めて提案させていただいたところである。

続いて、費用弁償についてであるが、今は定額支給ということで距離数に応じて支給されているが、これも実費相当分の支給でよいのではないかとということである。額を見てみると、実費より少し高めの設定がされているように感じていて、実費相当でよいのではないかと。県民の皆様の議会に対する信頼を高める上でもそうしたほうがよいのではないかとということで、今回提案をさせていただいた。

西内(隆)委員長

次に、12 ページの資料 8 を御覧願う。
申入れのあった項目について全国の状況を取りまとめたものである。
今回の資料では、各県の詳細な実情は考慮せずに、該当の有無のみをお示ししてある。
事務局に、資料の説明をさせる。

福島総務課長

資料 12 ページの資料 8 を御覧願う。
まず、全国の費用弁償の状況について御説明させていただく。資料右側にまとめているが、昨年 2 月に埼玉県議会事務局が調査した内容を記載している。記載のとおり、大きく 4 つの支給区分があり、距離等による定額支給は、本県を含め 13 県、定額プラス交通費実費支給は 19 道府県、実費支給は 13 県、支給なしは東京都と大阪府の 2 都府となっており、前回の改選期の際に御説明をした全国の状況と変わっていない。
全国の費用弁償の支給状況の説明は以上である。

飯田政策調査課長

それでは、続いて常任委員会のインターネット中継の全国状況について説明させていただく。表の左側を御覧願う。これは、令和 5 年 4 月の茨城県議会事務局の調査によるものである。一覧表に記載のとおり、現在 16 の都府県議会で常任委員会のインターネット中継が実施されている。前回御議論いただいた議会改革の検討の時点では、12 の議会がインターネット中継を導入していた。その後、新たに富山県、岐阜県、広島県、熊本県の 4 議会がインターネット中継を開始している。
説明は以上である。

西内(隆)委員長

これらの申入れのあった項目について、順次通常の議運で検討をしていきたいと思うが、いかがか。

(異議なし)

西内(隆)委員長

それでは、さよう決する。

西内(健)委員

通常の議運で諮ることに異論はないので、よろしく願う。一方で、先ほど岡田委員からもあったが、投票率との因果関係は、基本的に高知市と高知市以外の市町村を見ても、インターネット中継の整備がされていないところのほうが投票率が高いわけで、あまり投票率云々というのは意味がないのではないと思う。その辺は付け加えさせていただきたいと思う。それと、費用弁償についてもこれまでも何度か意見が出てやはり同じような状況で、今回もこれ実費というか、交通費と費用弁償は性格が違うものだというので、これまでも議運で何度も議論が重ねられ

R5.6.16 議会運営委員会

- てきているので、こちらに関しては早々に結論を出してもよいのではないかと思う
がいかがか。
- 三石委員 私も随分長いこといさせてもらっているが、この要望について、何回くらいや
ったか今分かるか。私も今資料はないが、同じようなことを何回もやったように思う。
- 吉岡議事課長 何回か出た記憶はあるが、手元に資料がないため申し訳ない。
- 三石委員 同じことを何回も繰り返した記憶がある。どこかの段階でしまいをつけないとい
けないのではと思う。後でいいので、資料を参考にさせてほしい。
- 山本事務局長 過去の状況であるが、お調べさせていただき、お示しさせていただく。次の議運
でというよりも…。
- 三石委員 皆さんも参考にしたらどうか。とにかく同じことを何遍もやっている気がする、
こういうふうに会を開いて。どれくらいやってきたか知りたい。回数と出てきた意
見なんかも併せて整理したい。
- 西内(隆)委員
長 委員からいろいろと意見が出て、過去に同じ内容の申入れが行われ、議論した形
跡があるということである。事務局のほうで取りまとめて、次回以降の議運でそれ
を基にお諮りをさせていただきたいと思う。
- 岡田(芳)委員 ネットの中継についてであるが、全国的にも徐々に広がってきている。議会基本
条例の第19条では、議会を原則として公開するということである。本会議に限らず、
できるだけ議論の場を県民の皆さんに見ていただいて、どういう議論がされてい
るのかを知っていただくのも議会としての役割ではないかと思う。
- 三石委員 そういうことも含めて何遍も聞いている気がする。ここで駄目だと言っているわ
けではない。同じようなことをずっとやっているからどのような意見が出てきたの
か、何回くらいやってきているのか検証したい。それから後に、これをやるかやら
ないか話し合ってくれたらありがたい。参考に皆さんも資料をいただいたらどうか
という話である。
- 岡田(芳)委員 過去の議論を振り返るのもよいが、今後デジタル化の時代…。
- 西内(隆)委員
長 その先で議論が必要であればということで皆さん御了承願う。事務局も資料を準
備願う。
各会派においては、先ほどお示しした資料を持ち帰った上で、それぞれの検討項
目について御検討いただくよう、願います。
また、検討項目についての次回の協議は、閉会日の本会議終了後にお集まりいた
だきたいと思うが、いかがか。
- (異議なし)
- 西内(隆)委員 それでは、さよう決する。

長

4. その他

(1) 傍聴時の託児サービス

西内(隆)委員
長

次に、その他についてである。
まず、13ページの資料9、傍聴時の託児サービスについてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長

5月の議運において、6月定例会から会議を傍聴される方に対する託児サービスを実施するとの御決定をいただいたところであるが、その実施に当たっての詳細について議長と協議、決定したので御説明をさせていただく。

13ページの資料9を御覧願う。まず、本会議の傍聴時における託児サービスの取扱いである。主な点について御説明させていただく。まず、大きな1番の本会議の傍聴時におけるサービスの取扱いについてである。(1)託児サービスの概要のうち、まずアである。託児サービスを行う場所は、議長が定める場所を臨時託児室として使用する。具体的に想定しているのは302応接室で、この部屋の応接セットなどを片づけて託児室とする。なお、敷物などはこの後で御説明する事業者準備していただけることとなっている。次にイである。サービス対象としてお預かりするお子さんは、ゼロ歳児から就学前までの乳幼児とさせていただく。ただし、発熱などの症状のあるお子さんや医療措置が必要なお子さん、その他、託児を実施するのに適当でない、困難であると認められるお子さんは利用できないこととする。そしてウ、このサービスは、保育サービス事業者から保育者の派遣を受けて実施をする。エにまいり、事業者から派遣を受ける保育者の人数については、お預かりするお子さんが1人の場合は1名、2人以上の場合は2名以上として、事業者と協議の上で決定をする。これは、受け入れるお子さんの年齢により必要な人数は変わるとの事業者からの意見のためである。オであるが、お子さんの安全性を高めるため、派遣を受ける保育者には、保育士や幼稚園教諭、あるいは保育サービス協会認定ベビーシッターの有資格者、または県の子育て支援員の認定を受けている者を1名以上含むこととし、オのとおり、万が一の事故に備え、事業者には障害保険や損害賠償保険に加入していただく。

次に、(2)、利用される際の手続であるが、14ページのイにあるとおり、託児サービスを希望される方は、資料15ページにある申込書に希望する日時や託児するに当たって配慮が必要となる情報などを記載いただき、郵送、ファクスまたは電子メールでお送りいただくこととする。なお、この申込書は議会のホームページからダウンロードできるようにし、また利便性を考え、ホームページ上に入力フォームも準備することで簡単に申込みができるようにする。いずれかの方法で、5日前までに事務局に申込みいただく。なお、この5日前までというのは、派遣サービス事業者が実際に派遣する保育者を手配するのに日数が必要なためである。なお、事業者からは、5日前を過ぎても連絡をいただければ対応が可能なこともあるとお伺いしているので、県民への周知の際には、5日前を越えてもサービス提供が可能な場合があるので事務局に御相談下さいとの注釈をつけることとする。

次に利用当日に関する規定である。イにあるとおり、託児サービスを利用できるのは、傍聴をされている間に限ること。エにあるとおり、託児サービスの費用は議会側が負担することを明確にしている。

最後、(5)その他であるが、お預かりしたお子さんに対する飲食の対応や、おむつなど持参していただく物品といった、利用するに当たっての詳細については、利

用を予定している事業者が定める利用規約等に準ずることとする。

以上が本会議の傍聴におけるサービスの取扱いであるが、大きな2番に記載しているとおり、委員会についても議長を委員長と読み替え、同様の扱いとすることとしている。

この託児サービスの開始については、今月発行する議会だよりやホームページへの掲載、定例会開会のお知らせポスターへの掲載などによって周知を行っていきたいと考えている。

以上である。

西内(隆)委員長
中根委員

何か質問はないか。

(5)その他の託児サービスの利用についての細目は、事業者の定める利用規約等に準ずるものとするというこの具体的な中身は何かで見ることできるのか。

吉岡議事課長

資料の申込書を御覧いただきたいと思う。15ページの裏に、参考として注意事項がある。これは、実際に利用する託児サービス者の利用規約を踏まえて記載しているもので、実際に申込みいただける方に御覧いただけるよう申込書とセットにしている。

西内(隆)委員長

ほかに、質問はないか。

(なし)

西内(隆)委員長

それでは、事務局説明のとおりで、御了承願う。

(2)高校生フォトコンテスト

西内(隆)委員長

次に、18ページの資料10、高校生フォトコンテストについてである。
このことについて、事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長

それでは、18ページの資料10を御覧願う。高校生フォトコンテストの本年度の実施方法の概要である。

新任の委員もいらっしゃるので、変更のない点も含めて御説明させていただく。議会フォトコンテストは、目的に書いてあるように、選挙権の年齢が18歳に引き下げられたことなどを踏まえ、県内の高校生等に議会や政治への関心を持ってもらうきっかけづくりとして、また併せて、フォトコンのテーマを通じて高知のよさなどを発見してもらい、その他の世代にもそのよさを広めていくことを狙いとして実施しており、本年度で8回目となる。

資料一番下の欄にこれまでの応募状況を記載しているが、毎回多くの応募をいただいている。昨今のコロナ禍で学校活動の制約がある中でも、100点前後の多くの応募をいただいている。フォトコンテストの入賞作品は議会だよりに掲載するほか、表彰式に入賞者の学校の新聞部などの生徒が取材にきてくれ、後日学校新聞に掲載するなど、議会を身近に感じていただき、議会への関心を深めることにつながっているのではないかと感じている。

表の上のほうにお戻りいただき、対象は、県内の高校生や特別支援学校高等部、高等専門学校の1年生から3年生までである。テーマについては、高校生の感性を

生かした自由な作品をつくっていただくため、私の見つけた高知の魅力とし、募集期限は9月から11月24日までとしている。

応募方法や周知方法は御覧のとおりで、賞及び副賞については、議長賞1点副賞として1万円分の図書券、副議長賞1点副賞として5,000円分の図書券、佳作については3点以上副賞3,000円分の図書券として、これまでと変更ない。

審査方法については、写真家協会の岩崎会長及び元高知新聞社写真部長の門田和夫氏のお二人に第1次審査を行っていただき、それぞれ15点ずつ選考いただく。なお、それぞれの審査員が15点選出するので重複の場合がある。このため、15点から30点の間の作品が1次審査通過となる。この1次審査通過作品を12月定例会中に議会内に掲示し、全議員の投票による第2次審査を行う。この投票であるが、昨年度まで紙により行っていた。これを、今年度からタブレットが導入される予定であるので、紙だけでなく電子でも投票が行えるようにする予定である。現在仕組みを検討しているので、方法が決まったら改めてお知らせする。2次審査が終わったら正副議長において入選作品を決定し、12月定例会の閉会日の議運で発表することとしている。

表彰式については、年明けの1月を目安として、入賞者の御都合もお伺いしながら、日程等を決めていくこととしている。また表彰式の模様については、写真だけでなく動画も撮影し、ホームページやSNSで紹介したいと考えている。なお、表彰式については、受賞者やその父兄、学校の先生などにもお声をかけ、議会まで来ていただき、議長室において議長、副議長から表彰状の授与、懇談、記念撮影、そして本会議場の見学と行っているが、せっかく議会でコンテストを実施しているのだから、もっと議会との関わりを持たせてはどうかとの御意見もいただいている。このため学校関係者にも意見を伺ったが、例えば写真テーマを議会と関係あるものに絞ることは、撮影の選択肢が限られてきて、応募写真の間口を狭めることとなり、コンテストとしても魅力がなくなってしまう。また、表彰式で入賞者に何か意見を発表してもらおうといったことは、生徒への負担がかなり増すこととなる。このようにコンテストの魅力が薄れ、生徒の負担が増してしまうと、コンテストへのエントリーそのものが大幅に減ってしまうおそれがあるといった御意見をいただいた。

このコンテストは、高校生に議会を身近に感じていただき、興味関心を持っていただくための、あくまできっかけづくりであるとの考えで実施している。応募が減ってしまった場合は、きっかけづくりといった目的すら危ぶまれてしまうので、できるだけ生徒への負担は増やさないようにしなければならないと考える。このため、生徒の意見発表などといった形ではなく、議員の皆様とフランクに交流できる場を設定するといった形で、生徒への負担を感じさせないようにしつつも、より議会を身近に感じていただけるようにしていければと考える。具体的には、表彰式は、議員の皆様にお集まりいただき、本会議場を使って皆様の前で表彰を行う、意見交換については本会議場では堅苦しくなり、意見交換も困難となるので、議長室などに移動して、限られた人数とはなるが、議員の皆様と懇談を行うといったことができないかと考えている。ただし、高校生であるので表彰式は学校が終わった夕方からの開催となってしまうといった課題もある。このため、今後議長とも相談しながら、どのような方式が望ましいか検討していきたいと考えている。実施する際には、議員の皆様にも御協力をいただくようよろしくお願いする。

最後に、入賞作品については、ホームページや議会だよりに掲載する。また、会派や議員の皆様の使用も可能としているので、皆様の御利用もお願いする。

以上である。

西内(隆)委員長
何か質問、御意見はないか。

(なし)

西内(隆)委員長
それでは、事務局説明のとおりで、御了承願う。

(了承)

(3)その他

西内(隆)委員長
次に、その他についてである。
まず、事務局から報告事項がある。

福島総務課長
2点の報告事項がある。資料の19ページ、資料ナンバー11を御覧願う。
まず、1点目は議会棟エレベーターの改修工事についてである。7月26日から8月31日の1か月余りの間、エレベーターの使用ができなくなる。理由としては、現行エレベーターの設置から25年以上経過し、メーカーの部品供給も終了したため、エレベーターのかごを撤去し更新するものである。工事期間中は騒音が発生する日もあり、大変御迷惑をおかけするが、安全なエレベーターへの更新のため御理解、御協力をいただくようお願いする。

続いて2点目、次のページ、20ページの資料ナンバー12を御覧願う。本庁舎議会棟連絡通路の使用についてである。6月議会会期中の7月1日土曜日に大型客船の寄港が予定されており、およそ1,000人の日本人乗客が高知城などの市内観光を行うとの連絡が執行部からあった。当日は、県庁駐車場に一般車両を入れず、ツアーバスの駐車場として使用することとしており、ツアー参加者の安全確保や渋滞対策などのため、一般道路の通行を避け、議会棟連絡通路を経由して高知城観光などを行い、県庁駐車場に戻ってくる予定である。大変多くのツアー参加者が連絡通路を通行するため、議員駐車場の出入りがしにくい状況になることが予想されることから警備員を配置し、できるだけ影響がないように参加者の誘導を行うこととしている。大変御迷惑をおかけするが、本県の観光振興、港湾振興などのため、御理解、御協力をいただくようお願いする。

西内(隆)委員長
何か質問はないか。

(なし)

西内(隆)委員長
次に、議長から御発言がある。
弘田議長、どうぞ。

弘田議長
本県議会での議員の呼称の問題である。現在、男性議員に対しては何番誰々君、女性議員に対しては何番誰々さんという呼び方を使っている。同じ議員であるので、男性であるから、女性であるからということで呼び方を変えるのはいかがなものかというものもあり、事務局に調べてもらって考えてみた。本会議での議員の呼び方については、議長が決定し、議運で諮るといったものではないということである。
今回私が議長をさせてもらうに当たって、本会議での呼称は職名にしたい。男女

R5.6.16 議会運営委員会

を分けずに、例えば何番誰々議員というふうにさせていただきたい。私はこうするが、私の次に議長になられた方が、それはいけないということで元に戻す、あるいは君にするなど別の呼称にするというのは、それぞれの意見であるので、私のときはそうさせていただきたい。執行部についても、君、さんと呼んできたが、例えば濱田省司知事という形で呼ばさせていただきたいと思うので、よろしく願います。

西内(隆)委員長

ただいま、議長から御発言があった。
このことについては、議長の御発言のとおりで御了承願う。

(了 承)

西内(隆)委員長

ほかに、その他で何かないか。

(な し)

西内(隆)委員長

それでは、協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、質問最終日の6月29日木曜日午前9時から開催することとする。協議事項は、議案の付託等である。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。